

# 平成23年度 第7回 西宮市農業委員総会議事録

1、開催日時：平成23年10月20日(木) 14時30分から15時23分

2、開催場所：西宮市役所東館7階701会議室

3、出席委員(15人)

会長	1番	吉田	昭光
会長職務代理者	2番	坂口	文孝
委員	3番	町田	博喜
	4番	吉岡	政和
	5番	松本	俊治
	6番	森畑	義明
	7番	大前	輝雄
	8番	吉井	律
	9番	松井	祐一
	10番	岡本	久一
	11番	茶谷	勝視
	12番	高田	孝
	13番	尾崎	清政
	14番	丸	幸良
	15番	奥村	幸弘

4、欠席委員(0人)

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第21号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等について

報告第24号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第25号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第26号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

報告第27号 「TPP交渉への参加に断固反対し、日本農業を守り発展させる政策推進に関する要望」等に関する経過報告について

6、農業委員会事務局職員

事務局長	森	正一
係長	東	孝二
主事	立花	逸人

議 長 委員の皆様、本日はご苦労様でございます。定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議 長 それでは、まず、日程第1の議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 異議なしとのことでございますので、8番吉井律委員、9番松井祐一委員を議事録署名委員に指名いたしますのでよろしくお願いします。

以上で日程第1を終わります。

議 長 これより日程第2、議案案件に入ります。

まず、議案第21号「農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等について」を上程いたします。

それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の1ページについてですが、議案第21号「農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等について」でございます。農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積(以下「下限面積」という。)等について、意見を求める。

事務局 【議案21号を議案書をもとに朗読】

なお、下限面積を別段に定める場合は、法令でこのような基準が定められております。具体的には、高齢化、兼業化等により農地の遊休化が深刻な状況でかつ、新規就農等を促進しなければ農地の保全や利活用が図られない場合であり、その上で新たに下限面積を設定することになる地域において既存農業・農法や農業者の意向への配慮をして判断するということが必要になります。この2つのことを満たして始めて下限面積を農業委員会の権限で決定できるということになります。重要な基準であるので改めて当該資料を用いてお示しいたします。

【参考資料を基に説明】

下限面積の検討については、今年度5月より開始し、農家、農会に対してアンケート調査を実施し、先月その報告と、ご意見等をいただき、地域の農業者の代表である農業委員の皆様にご意見等を頂戴していただき、本日それらの結果を踏まえ、ご意見をいただければと思います。

- その結果、意見を集約し、11月総会において下限面積(案)を諮りたいと考えております。
- 6番(松本) よろしいか。
- 議長 どうぞ。
- 6番(松本) 色々説明がありましたが、甲東地区における下限面積は、六ヶ村の農会長及び複数の農家を集めまして協議した結果、甲東地区においては10aでよいのではないかと話し合いました。行政としてばらばらに設定する場合でも、地区として甲東地区は10aにして欲しいという意見です。
- 議長 他にありませんか。
- 13番(丸) 上山口で農会長等と打ち合わせをいたしまして、下限面積をどうするかというアンケートの結果、山口では、10aが34件、32件が20aのままが良いとするものでありました。また、山口地区に隣接している神戸市北区、神戸全体ですが、10aとなっており、神戸市北区の近隣の方が下限面積における条件を同じく取得できるようにすることを考えております。
- 事務局 それと余談になるかもしれませんが、下限面積のアンケート結果は、農会に対してどういった方法で報告してもらえるか。それをお伺いしたい。
- 事務局 アンケートは農業委員会が下限面積を検討するためのデータという側面もあり、検討結果とアンケート結果とそれに対する農業委員会の意見を沿えて各農会に回覧という形で配布したいと考えています。
- 議長 他にございませんか。
- 9番(松井) 瓦木地区で代表者ばかりが集まる会合があり、下限面積20aについて質問をさせていただいたのですが、瓦木地区ではあまり農地の売買というのは行われていない、もう一点は、農地を地域の価格で購入してそれに見合うような作物はないと。結果的には返答は無かったが、私、個人的意見としては、毎年やはり相続等で農地が減っていきますね。最終的には少なくとも、少なくなった農地を集約していこうという動きがでてくるかもしれないと思っています。ですから、下限面積を下げる必要があると考えています。いいところ10aくらいだと思います。以上です。
- 議長 他にございませんか。
- 12番(高田) 鷲林寺の高田です。先月もお話したところです。私どもが、5aを前提として農業委員会に要望書を出したのが今年の4月です。それに関連しまして、貸し農園を9件程やっておりましてその名簿も農業委員会に提出していると思います。これは、平成21年3月に、事務局長も、農業体験農園開設マニュアルが出されているのはご存知だと思いますが、都市農業の生産基盤や生産緑地の活性化ということが入っています。一番初めに東京の練馬地区でやられたのが最初だと思っていますが、三大都市圏の中でどのように農地を

維持していかということが、かなり問題になってます。その問題の中で、東京地区を中心として、この間の農業新聞の農園だよりの中で109箇所くらいは農園があると大きく取り上げられています。先先週の記事では新規就農者には7年間の補助金を出すという記事がありました。そういう観点からいうと、これは生産緑地における市民農園を開設するマニュアルでありまして三田の農林事務所の担当者にお聞きしますと、早くやる場合、京阪神間では、伊丹市、一部調整区域がある尼崎市というところでやろうという動きを進めている、伊丹市において早ければ来年の3月か4月くらいになっていることは事務局長ご存知か。

事務局

いいえ。

12番(高田)

そうですか。スマイル阪神に県の担当者が常駐というか、一部行っておられるようです。そして伊丹市と生産緑地の中で開設しようと、これ読んでいきますと最終的に生産緑地の中でも農園をやりながら相続税の納税猶予が受けられるということになっているわけです。みんなこんなことになっていけば、生産緑地法の30年が終了してもなんてことないわけです。そうした時に、我々のような調整区域のものがどのようにして農業に活路をみいだせばよいか、一番問題になってくるわけです。今やっておられる事業が、というか多くの人々が、米作り農家以外が抵抗してきている中で、生産緑地地域で爆発的に進んでいくな、調整区域の我々はなにもできない。近畿農政局の市民農園の担当者にも聞くと同じようなことを言います。我々、調整区域と生産緑地に分けられているもののメリットはあっても我々なんのメリットもないわけです。生活の糧を得るには、競りが無くなって相対取引になってから、野菜価格が3割以上下落しているという状態が続いています。西宮市においても一生懸命に農業をやられている方もいらっしゃいますが、それだけで果たして生活できているのかどうかとなりますと、私どもは、農会長1人だけが一生懸命にやっていますが、それだけでは、大学に行かせることもできず、半分は転用、半分を農耕地として残して生活の糧を得ているわけです。5aだから売れるとか、売れないとかでなく、鷲林寺の農地売れません、全く値段もつきません。この前、若干不思議な値段がついた物件もありましたが、私どもの農地が県道沿いでできることは全くないです。転用も県の方で厳しく規制されて今や農地は転用できません。そういう農地の中で何がやれるんだと、7月から農業委員をやらせてもって、何がやれるかという、裏小作です。それでもってやっていると誰に貸しているかわからないという状態がでてくるわけです。最初は誰かわかっていたても、次の方に貸してしまった、自分のところに何の連絡もなく代わってしまった。裏小作が増えてくるばかり。皆さん方の市街化農地と我々の市街化調整区域との差があ

るわけで、下限面積をもっと減らして、新規就農者を受け入れるのも簡単ではありません。我々も市島町に知り合いがいるから、市島町とか大屋町に新規就農者を養成しているところから、こちらの方に見に来させてしているわけで、誰もが新規就農やりたいといわれてもできませんから、色んな形の手順を踏みながら、新規就農者を集めて裏小作を無くすのも一つの形だし、そこで正規の、地域に見合った地代をいただくということで生計の何がしかを立てられるかなあということです。今のままでいきますと、大社地区の場合は、鷲林寺地区だけが調整区域で他の地区の方は生産緑地とか市街化区域とかであるわけです。そうした場合は、農会長と話した中で、鷲林寺は特殊な地域だから任せておくとやっておりますけども、今言った基準で1番高齢化、遊休農地の深刻な状況、2番、下限面積を設定する地区において既存農業や農法、農業者の意向に配慮し判断することはまともなことでして、それを踏まえながら、我々の地域は下限面積を5aにさせていただくことによって…。農会は15件しかございませんが、その15件の中でちゃんとしたものを作って行きたい。農会長もそう言っております。その辺は若干皆さんの地域とは違うところがございます、その辺は考慮していただきたいと思います。

事務局 わかりました。大社地区の鷲林寺以外の地域の意見等をもし聞いておられるなら教えていただければと思います。

12番(高田) 今現在の20aであるということをご存知ない方もいらっしゃいます。どうだといっても、生産緑地を受けておられる方については、わしの次はおらんからもういいわという話らしいです。お名前挙げたら失礼ですが、ほとんどの方が代替わりすると、農地が農地であるかどうか保障もありませんから、鷲林寺に一任するという事です。

事務局 特に地域としての意見はないということですね。

議長 他には、大社地区の人がおるから、その辺はどうかな。

8番(吉井) 言われたとおり。私たちの代の2代目のところというのは、ないですから、農地であるかわからないし、あまり意識がないですね。

2番(坂口) 鷲林寺の農地は何haくらいあるのかなあ。

12番(高田) 区画整理をいれるとなった時は、27haで準備会を進めたんですが、現状は転用などによって15haあればいいのではと思います。

2番(坂口) それは、農地ですね。遊休農地も含め。

12番(高田) はい。やっぱり、他所から来ている人でわからないところもあるのでそのへんは覗かないといけないなあ。

13番(丸) ちょっとすいません。初歩的なことで地区区分というところで鷲林寺はどこに入るのか。

事務局 本庁ですね。南部でいう支所設置条例で瓦木地区、甲東地区、鳴尾地区

を除くところです

2番(坂口) 今、大体10aの基準がいいだろうという意見があって、鷲林寺のみ5aと意見があって前回も話があり、西宮市内でも地区別に分けることは可能で、3つも4つも分ける訳には行かないけども、5aと10aに分けることができるということですね。

事務局 他市でも地区に分けて下限面積を設定している事例はございます。

12番(高田) 西宮市100km<sup>2</sup>あると思いますが、私どもの地域は将来において全く、調整区域から外れるということはありません。これは、前都市局長に問い合わせしていて、最初は緩やかにいけるといっていたのが、景観条例が変わりまして、局長も変わって鷲林寺は、調整区域からはずれない、これからは、市内全域で市街化調整区域を増やす傾向にあると、マリーナシティの辺りの一部が追加になったようなに、減らすよりも、増やす傾向にあると返事をいただいております。なので、鷲林寺においては、調整区域から永久的にはずれません。そこら辺を踏まえながら、どう農地を守っていくのが課題であります。農地を荒廃させるのは簡単で、裏小作もわかっているだけで7人くらいいます。市に届けるよりも、貸してほしいところれたら、直ぐに貸してしまうという人が、おられるので、そこに歯止めをかけるのに難儀しています。今、実態も掴めておりません。

2番(坂口) 1回ね、意見が10aと5aに分かれていますけど、案文をまとめていただいて、次回、総会にかけていただいて、下限面積をいくりにするのかという意見がでてきていますので、原案を諮ってもらうのはどうでしょう。

事務局 そのようにさせていただきます。

塩瀬の方はどうでしょう。

7番(大前) 相談してみたけども、現行でもいいけど、皆の判断に任せると言っていました。あまり農地もなく、力入れてやっているというのも少ないです。沢山農地をもっている人は現行でもかまわないと言っていますが、農業委員会に任せるとことでした。

事務局 市全体の大きな流れに沿うというイメージでよろしいですか。

7番(大前) 流れに任せるというこっちゃ。

議長 大体集約できてるかな。

事務局 他にご意見があれば、直接にお話しいただいても構いません。

事務局としては今の皆さんの意見を集約させていただく材料はある程度揃ったと思いますので、原案を作ってなんらかの形でお示しできるのかなぁと思います。下限面積に関するアンケートも270通程度帰ってきていますので個別意見等も参考にしつつ、事務局の方から原案を出させていただきます。

議 長 委員一同	本件に対して他にご質問、ご意見はございませんか。 (発言なし)
議 長	なければ、議案第 21 号につきましては、ただいま各委員さんから出ました、貴重なご意見をもとに本総会以降の、出来るだけ早い総会にて決定することにしてご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)
議 長	ご異議がないようでございますので、議案第 21 号につきましては、そのようにいたします。
議 長 議 長	それでは、これより報告案件に入ります。 続きまして、報告第 24 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。
事 務 局	報告第 24 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書 2 ページ 2 件でございます。 【議案書朗読】 農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。
議 長 委員一同	事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。 (発言なし)
議 長	他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。
議 長	続きまして、報告第 25 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。
事 務 局	報告第 25 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書 3 ページ 2 件でございます。 【議案書朗読】 農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。
議 長 委員一同	事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。 (発言なし)
議 長	他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。
議 長	続きまして、報告第 26 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。
事 務 局	報告第 26 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書 4 ページ 1 件でございます。

【議案書朗読】

8月25日の現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議長  
委員一同  
議長

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。  
(発言なし)

他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長

続きまして、追加報告といたしまして、報告第27号「TPP交渉への参加反対に関する要望」についての経過を報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

報告第27号「TPP交渉への参加反対に関する要望」でございますが、本日配布いたしました追加資料でございます。

現在、TPPに参加する9カ国の会合も大詰めを迎えており、11月中旬にハワイで開かれるアジア太平洋経済協力会議(APEC)首脳会議までに、日本政府はTPP交渉に参加するか否かを表明するべく議論が進められています。

その中で、農業委員会の系統組織である兵庫県農業会議は、平成23年10月14日の常任会議員会議において別紙の議決をしました。

また、昨年11月16日に開催されました「兵庫県下農業委員会幹部研修会」にて緊急提案され兵庫県農業会議及び、西宮市農業委員会を含め、県下市町農業委員会連名で同タイトルの要望を満場一致で決議し、県選出国会議員、政府関係者(関係大臣)各政党代表者に提出しています。

さらに、昨年からは継続実施しておりました『TPP交渉参加反対1千万署名全国運動』においては、1,166万人の署名が集まっています。

今後、市町農業委員会レベルでは、阪神間の農業委員会会長が召集される阪神地区農業委員会協議会において当該問題が協議される予定となっております。

議長

事務局の説明は終わりました。

本報告に対し、ご質問・ご意見はございませんか。

委員一同  
議長

(発言なし)

質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長

以上を持ちまして、本日予定いたしました議案審議並びに、報告案件はすべて終了いたしました。

議長

これもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。